



議案第九十七号

東小厩地区ほ場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十七年十二月十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾七年拾月廿八日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

区域を変更する字の名称	大字東小鹿字屋敷	<p>同上の区域（昭和五十七年十二月一日現在の地番による。）</p> <p>大字東小鹿字屋敷のうち二六四から二六六までの一部、二七二の一の一部、二七四の一の一部、二七四の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字東小鹿字下屋敷五二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字東小鹿字河原	<p>大字東小鹿字河原のうち三〇三の一部並びに三〇三から三〇六まで及び三〇八と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字東小鹿字樋口三六七の一の一部、三六八の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六六のごと一体をなす国有地の一部</p>	
大字東小鹿字長土路	<p>大字東小鹿字長土路のうち三一六の一部、三二〇の一部、三二一の一部、三三二の一の一部、三三二の二、三三三の一の一部、三三四の一部、三三五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字東小鹿字河原三〇三から三〇六まで</p>	

	<p>で及び三〇八と一体をなす国有地の一部、大字東小鹿字宮谷三五六の一の一部並びに大字東小鹿字樋口三六六の二の一部及び三六六の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字東小鹿字宮谷</p>	<p>大字東小鹿字宮谷のうち三五六の一の一部以外の区域並びに大字東小鹿字長土路三一六の一部、三二〇の一部、三二一の一部、三三二の一の一部、三三二の二、三三三の一の一部、三三四の一部、三三五及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字東小鹿字樋口</p>	<p>大字東小鹿字樋口のうち三六六の二の一部、三六七の一の一部、三六八の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字東小鹿字河原三〇三の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字東小鹿字麻野平</p>	<p>大字東小鹿字麻野平のうち四五五の二、四五五の三及び四五六の三以外の区域</p>

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十七年十二月一日現在の地番による。）</p>
<p>大字東小鹿字下屋敷</p>	<p>大字東小鹿字下屋敷のうち五一一の一部、五一七の三の一部、五一七の四の一部、五一八の一及びこれらと一体をなす 国有地以外の区域、大字東小鹿字屋敷二六四から二六六までの一部、二七三の一の一部、二七四の一の一部、二七四の五及びこれらと一体をなす 国有地並びに大字東小鹿字前田五二二の一の一部、五二二の五の一部及び五二八の一から五二八の三までの一部</p>
<p>大字東小鹿字前田</p>	<p>大字東小鹿字前田のうち五二二の一の一部、五二二の五の一部及び五二八の一から五二八の三までの一部以外の区域、 大字東小鹿字下屋敷五一七の三の一部、五一七の四の一部、 五一八の一及びこれらと一体をなす 国有地並びに大字東小鹿字山崎五五六の六</p>
<p>大字東小鹿字山崎</p>	<p>大字東小鹿字山崎のうち五五六の六以外の区域</p>

<p>大字東小鹿字上原</p>	<p>大字東小鹿字上原のうち八九四の一の一部、八九四の二の一部、八九五の一の一部、九二三の一部、九二四の一部、九二五の一の一部、九二五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字東小鹿字比良一〇一一の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字東小鹿字瓢箪早口</p>	<p>大字東小鹿字瓢箪のうち九八七の六以外の区域</p>
<p>大字東小鹿字比良</p>	<p>大字東小鹿字比良のうち一〇一一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字東小鹿字上原八九四の一の一部、八九四の二の一部、八九五の一の一部、九二三の一部、九二四の一部、九二五の一の一部、九二五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字東小鹿字瓢箪早口九八七の六</p>
<p>大字東小鹿字貝ガラ休</p>	<p>大字東小鹿字貝ガラ休のうち一〇四三の一及び一〇四八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十七年十二月一日現在の地番による。）
<p>大字東小鹿字池津羅口</p>	<p>大字東小鹿字池津羅口のうち一〇六五の一の一部、一〇六五の二の一部、一〇七六から一〇七八までの一部、一〇七九、一〇八〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字東小鹿^字貝ガラ休一〇四三の一及び一〇四八と一体をなす国有地の一部、大字東小鹿字下茂比羅一〇八六の一の一部、一〇八六の二の一部、一〇八七の二の一部、一〇八七の二の一部、一〇八七の二の一部、一〇八七の三、一〇八七の三、一〇八八、一〇八九、一〇九一の一から一〇九一の三までの一部、一〇九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字東小鹿字ズンバイ谷一二〇二の二</p>
<p>大字東小鹿字下茂比羅</p>	<p>大字東小鹿字下茂比羅のうち一〇八三の一部、一〇八三の一の一部、一〇八六の一の一部、一〇八六の二の一部、一〇八七の一の一部、一〇八七の二の一部、一〇八七の三、一〇八八、一〇八九、一〇九一の一から一〇九二の三までの</p>

一部、一〇九四の二の一部、一〇九七の一部、一〇九八の一部、一〇九九、合併、一一〇〇の一部、一一〇一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字東小鹿字麻野平四五六の三、大字東小鹿字池津羅口一〇六五の二の一部、一〇六五の二の一部、一〇七六から一〇七八までの一部、一〇七九、一〇八〇及びこれらと一体をなす国有地、大字東小鹿字茂比羅上一一〇八の二の一部及び一一〇九の四の一部並びに大字東小鹿字茂比羅一一三七の六、一一四一の二及びこれらと一体をなす国有地

大字東小鹿字茂比羅上のうち一一〇八の二の一部、一一一〇の四の一部以外の区域、大字東小鹿字麻野平四五五の二及び四五五の三、大字東小鹿字下茂比羅一〇八三の一部、一〇八三の二の一部、一〇九七の一部、一〇九八の一部、一〇九九、合併、一一〇〇の一部、一一〇一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字東小鹿字茂比羅一一四〇の二

大字東小鹿字茂比羅上

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十七年十二月一日現在の地番による。）
大字東小鹿字茂比羅	大字東小鹿字茂比羅のうち一一三七の六、一一四〇の二、一一四一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字東小鹿字ズンバイ谷	大字東小鹿字ズンバイ谷のうち一二〇二の二一以外の区域
大字東小鹿字小鹿田平	大字東小鹿字小鹿田平のうち一四三八の六及び一四三八の七以外の区域
大字東小鹿字小鹿田	大字東小鹿字小鹿田の全域並びに大字東小鹿字小鹿田平一四三八の六及び一四三八の七